



災害に備える



単位民児協・民生委員活動の



チェックリスト



全国民生委員児童委員連合会

はじめに

自然災害に単位民児協として備える

近年、自然災害が毎年のように多発・激甚化する傾向にあります。こうした状況を受け、全国民生委員児童委員連合会（以下、全民児連）では、令和5年度に「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針（改訂第4版）」（以下、災害指針）を、令和6年度に「災害発生時・発災後における委員の支援・フォローの実施に向けた民児協組織の機能・役割の発揮」（以下、令和6年度災害資料）を作成しました。

この資料では、被災地の民児協等へのヒアリングをもとに5つの共通視点から、事例を交えた対応策や取り組みのポイント等を示しています。

災害発生時において、まず、民生委員・児童委員（以下、民生委員）が「自分自身と家族の安全確保を最優先に考える」という考え方は、各地で浸透しつつあります。

一方で、発災後に民生委員が孤立や不安を感じるケースも少なくありません。活動に伴う心理的な負担を解消するためには、早期に単位民児協としての機能を回復・発揮させることが重要です。

最初の一步は現状把握

そのためにも、令和6年度災害資料を積極的に活用し、各単位民児協における災害発生時・発災後における対応を検討することが求められます。

同資料を活用し、実効性のある取り組みを検討していくうえでは、まずは、自組織の現状（できている点・できていない点）を分析することが不可欠です。そこで、現状把握をスムーズに行うためのツールとして、本チェックリストを作成しました。

わが国を取り巻く災害法制の動向

国では、令和6年能登半島地震の教訓等をふまえ、令和7年7月1日より「災害対策基本法等の一部を改正する法律」を施行しました。今後、被災者への福祉的支援の充実や広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携強化等が図られます。

とくに、福祉的支援等の充実については、災害救助法第4条が定める救助の種類に「福祉サービスの提供」が加わり、その対象も在宅避難者や車中泊の方がたまで拡大されています。

また、広域避難については、自治体間の情報連携や、広域避難者に対する情報提供を充実させるなど、地方公共団体による支援体制が一段と強化されることとなりました。

民生委員に期待される役割に応えるために

こうした被災者支援の充実・強化がすすむなか、被災者でありながら支援者としての役割を担う民生委員には、発災直後から生活再建・復興に至るまでの長期的な視点での対応が求められます。

その際、民生委員一人ひとりを支える「民児協の組織機能」をどう発揮させていくかが極めて重要です。単位民児協内において本チェックリストを活用し、体制の確認と強化を推進していただけますと幸いです。

令和8年3月 全国民生委員児童委員連合会

会長 得能 金市

目次

はじめに

1.	本チェックリストの概要 (6つのチェックカテゴリーについて)	1
2.	本チェックリストの具体的な活用方法	2
3.	導入編 単位民児協内で作業をすすめる前に～まずはやってみましょう!～	4
4.	チェックリスト	
	カテゴリー-1 発災直後の委員間の安否確認における 連絡・集約方法やタイミング	7
	カテゴリー-2 避難所運営協力や行政・社協等への協力量針、 要援護者等における具体的な支援等の実施方針やタイミング	9
	カテゴリー-3 災害発生後における定例会(会議)の開催方針やタイミング	11
	カテゴリー-4 広域避難による避難先や避難元での委員活動の課題、 負担や困りごとに対する民児協としてのフォローのあり方	13
	カテゴリー-5 民生委員・児童委員個々の取り組み	15
	カテゴリー-6 単位民児協を支える「市区町村民児協」事務局機能	18
	チェックリストの結果をふまえた対応に向けて	21
5.	単位民児協を支える連合民児協 (市区町村民児協や都道府県・指定都市民児協)に求められること	23
6.	本チェックリスト参考資料	24
7.	全民児連 本チェックリスト作成担当部会 (令和7年度 総務部会・地域福祉推進部会 部会委員名簿) / 本チェックリスト作成にあたっての協力者	25

1.

本チェックリストの概要

(6つのチェックカテゴリーについて)

- 本チェックリストは、「災害発生時・発災後における委員の支援・フォローの実施に向けた民児協組織の機能・役割の発揮」(以下、令和6年度災害資料)に基づき構成しています。
- 同資料の「5つの共通視点(①～⑤)」のうち、とくに、単位民児協で重点的な検討が必要な4つの共通視点(①～④)をベースとしたチェックのカテゴリー(以下、カテゴリー)としています。
- さらに、民生委員・児童委員(以下、委員)一人ひとりの備えや、事務局機能について新たに加えた計6つのカテゴリーを設けています。

<6つのカテゴリー>

カテゴリー	タイトル
1	発災直後の委員間の安否確認における連絡・集約方法やタイミング
2	避難所運営協力や行政・社協等への協力量針、要援護者等における具体的な支援等の実施方針やタイミング
3	災害発生後における定例会(会議)の開催方針やタイミング
4	広域避難による避難先や避難元での委員活動の課題、負担や困りごとに対する民児協としてのフォローのあり方
5	民生委員・児童委員個々の取り組み
6	単位民児協を支える「市区町村民児協」事務局機能

【(参考) 令和6年度災害資料における5つの共通視点】

- | | |
|---|---|
| ① | 発災直後の委員間の連絡や集約(安否確認)方法やタイミング |
| ② | 避難所運営協力や行政・社協等への協力量針、要援護者等における具体的な支援等の実施方針、またそのタイミング |
| ③ | 災害発生後における定例会(会議)の開催方針やタイミング |
| ④ | 広域避難による避難先や避難元での委員活動の課題を含め、心身の負担や活動の困りごとに対する民児協としてのフォローのあり方 |

災害発生時の各レベル(単位民児協、市区町村、都道府県・指定都市ごと)

- | | |
|---|---|
| ⑤ | の連絡・情報共有ルール(情報の混乱、被災地の負担感を防ぐ情報共有ルートの統一など) |
|---|---|

2. 本チェックリストの具体的な活用方法

チェックにあたって

- 本チェックリストは、①単位民児協と、②個々の委員の備えについて現状を把握し、今後の災害への備えに役立てていただくためのものです。また、③市区町村民児協の事務局機能についてのチェックリストもありますのでぜひ取り組んでください。
- 本チェックリストに取り組むことにより、組織内で災害対策の現状について共通認識をもつことができます。チェックを通じて見えた現状や課題をふまえ、今後の災害に備えるための具体的な方策を協議しましょう。

活用方法について

- 前ページで紹介した「6つのカテゴリー」には、それぞれに「4～5つの設問」と、さらに設問ごとに「3つのチェック項目」があります。当てはまりにくいチェック項目もあるかと思しますので、無理にすべて回答いただく必要はありません。
- カテゴリー1～5は委員各自が、カテゴリー6は市区町村民児協事務局が取り組んでください。
- 本チェックリストは、全民児連ホームページにデータを掲載していますので、必要部数を印刷してお使いください。

【データ掲載場所】

▶全民児連ホームページの民生委員・児童委員／民児協関係者 専用ページ(パスワード: 機関紙『民生委員・児童委員のひろば』の最終ページに掲載の数字)内に掲載しています。

※専用ページURL: <https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/mj/>

▶パスワード入力後、以下の掲載場所からダウンロードしてください。

2. 活動強化方策および委員活動に関する指針、方針等(PDF) > 令和7年度作成資料

※なお、令和8年4月以降、全民児連ホームページがリニューアルします(リニューアル日は未定)。

新ホームページでは、以下に掲載する予定です。

https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/zenmin_summary/

全民児連の組織・取り組み > 2. 委員活動に関する指針・方針等 > ④災害に関すること >

c. 「災害に備える単位民児協・民生委員活動のチェックリスト」(令和8年3月)



チェックの手順

- (1) 各設問をお読みいただき、各チェック項目について4段階で評価してください。

下記の凡例を参考に、4段階で評価し右端の枠に当てはまる数字を入れましょう。

【4点】 できている (ルールを決めている、協議や確認をしている…など)

【3点】 ある程度できている (一部できている・決めている、一部に留まっている…など)

【2点】 あまりできていない (検討や取り組みを始めた段階…など)

【1点】 できていない (着手できていない、検討していない…など)

- (2) 評価をつけた理由や背景を「上記の評価をつけた理由」欄に記入してください。委員間の視点の違いや課題を確認することは大変重要です。後で単位民児協内で話し合しましょう。

(3) 評価の合計点をもとに下記のクモの巣状のグラフ(レーダーチャート)を作成し、現状を「見える化」しましょう。作業方法はカテゴリーごとに異なります。

カテゴリーごとの作業方法

【単位民児協のカテゴリー(カテゴリー1~4)】

- 単位民児協において、カテゴリー1~4ごとに各委員の合計点の平均を出してください。全民児連ホームページに掲載のレーダーチャート(Excelデータ)の「各委員合計点入力シート【カテゴリー1~5】」に各委員の合計点を入力すると、平均点が自動計算されます。
- 自動計算された平均点は、各カテゴリーのレーダーチャートのシートでグラフ化され、単位民児協全体の傾向が視覚的に把握できます!
- もし、Excelデータの利用が難しい場合は、データを印刷して手書きでグラフ化してみてください。

【委員個々のカテゴリー(カテゴリー5)】

- 委員各自で「合計点」をグラフ化して単位民児協内で結果を共有してみましょう(17ページ)。
- カテゴリー5についても全民児連ホームページに掲載のレーダーチャート(Excelデータ)で単位民児協内の各委員の平均点を出せます。全体の傾向も「見える化」してみましょう。

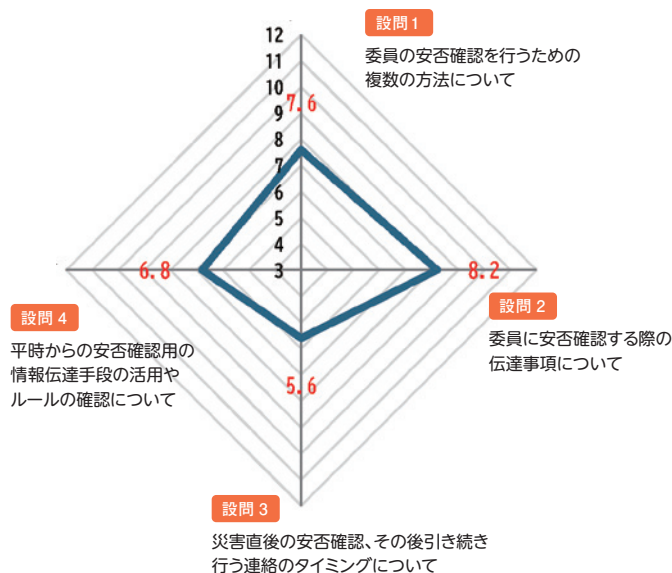
【市区町村民児協事務局のカテゴリー(カテゴリー6)】

- 市区町村民児協事務局で「合計点」をグラフ化し、単位民児協や市区町村民児協内で結果を共有してみましょう(20ページ)。
- 全民児連ホームページに掲載のレーダーチャートデータ(Excelデータ)の「【カテゴリー6】(市区町村民児協事務局)」でグラフ化できます。

(4) 本チェックリストの21~22ページをもとに、チェックリストの結果を基本材料にして、単位民児協でこれから取り組むことを計画しましょう。

(5) 計画に沿って取り組みをすすめていき、定期的に再チェック(進捗確認)しましょう。

レーダーチャートのイメージ



結果をふまえた活用例

結果を踏まえた活用例としては次のようなことが考えられます。

- 単位民児協の災害への備えのルールや方法の浸透具合の確認や点検
- 災害対策に向けて単位民児協で今後強化すべき事項の検討
- 単位民児協や各委員が災害に備えるための研修や学習会の企画実施

3.

導入編 単位民児協内で作業をすすめる前に～まずはやってみましょう！～

- 7ページから、チェックリスト(カテゴリー1)がはじまります。
- カテゴリー6(市区町村民児協事務局対象)を除く1～5は委員各自が取り組むカテゴリーですが、各カテゴリーには設問が4～5つあり、それぞれにチェックをしてレーダーチャートを作るには多少の時間と労力がかかるかもしれません。
- そのため、とくに、新任委員や委員経験の浅い委員など、このようなチェック作業に慣れていない方や得意でない方は、本格的にチェックリストの作業をすすめていただく前に、一度、この「導入編」でチェック作業に慣れていただくことをおすすめします! ※慣れていない方などはカテゴリー1のチェックリストからすぐに作業をすすめていただいてもかまいません。
- なお、導入編の各設問は、カテゴリー1～5の各「設問1」と同じ内容です。導入編のレーダーチャートも用意していますので、まずはやってみましょう!



チェック

できている【4点】 ある程度できている【3点】 あまりできていない【2点】 できていない【1点】

設問1 委員の安否確認を行うための複数の方法について (カテゴリー1「設問1」より)

災害時にはさまざまな通信障害が起きる場合がありますので、委員全員が複数の方法で連絡できるよう備えておきましょう。

通話やメール、SNS(LINE等)など、複数の通信手段で連絡が取れるようにしていますか。	点
委員本人が連絡できない事態に備え、家族等の連絡先も共有していますか。	点
災害用伝言ダイヤル(171)の活用方法を共有し、使い方を練習していますか(毎月1日と15日に無料で利用可)。	点
合計	点

設問2 災害時に単位民児協が担う基本的な活動について (カテゴリー2「設問1」より)

災害時に単位民児協が担う基本的な活動(要援護者の安否確認と支援、避難生活者の支援や避難環境の整備支援、そして地域住民への情報提供と見守り活動等)について検討しておきましょう。

災害指針における「災害に備える民生委員・児童委員活動10か条」など、災害時の委員の活動を全員で共有し、災害時の民児協活動について協議していますか。	点
災害時に求められる委員の役割や機能について、行政や社協、福祉関係機関等と協議していますか。	点
避難行動要支援者名簿や災害時に作成される被災者台帳など、個人情報の共有方法や取り扱い方法について、行政や関係機関と協議していますか。	点
合計	点



できている【4点】 ある程度できている【3点】 あまりできていない【2点】 できていない【1点】

設問 3 災害発生後の定例会(会議)の開催方法について (カテゴリー3「設問1」より)

災害発生後の定例会(会議)は、可能な範囲で速やかに開催することがのぞましいです。なお、災害時に緊急的に開催する定例会(会議)や、それ以降の大まかな開催時期・場所、開催目的等を決めておきましょう。

災害時における定例会(会議)の開催のタイミング(目安)や、代替地を含めた開催場所を決めていますか。	点
最少催行人数を極めて少なくするなど、少人数での開催が可能となるように会則等を整備していますか。	点
災害時に緊急的に開催する定例会(会議)の開催目的を決めていますか。	点
合計	点

設問 4 担当地区外に避難した委員の生活実態や生活再建状況等の把握について (カテゴリー4「設問1」より)

担当地区外に避難した委員に対し、平時から備えている連絡手段等、把握しておく内容や必要な対応等を単位民児協として決めておきましょう。

各委員と連絡がとれるよう、固定電話やFAX以外の手段を把握していますか。	点
避難先での委員の生活実態や健康状態、生活再建の見通しや委員活動継続の意向等、該当委員に確認する事項を検討していますか。	点
担当地区外に避難した委員による担当世帯等への見守りや支援について、他委員への引き継ぎなども含めたフォロー体制について、検討していますか。	点
合計	点

設問 5 自らと家族のための災害への備えについて (カテゴリー5「設問1」より)

災害時には自身と家族の安全確保が最優先です。災害発生時にケガをせず、迅速に安全な場所に身を移せるよう、日ごろからの準備をしておきましょう。

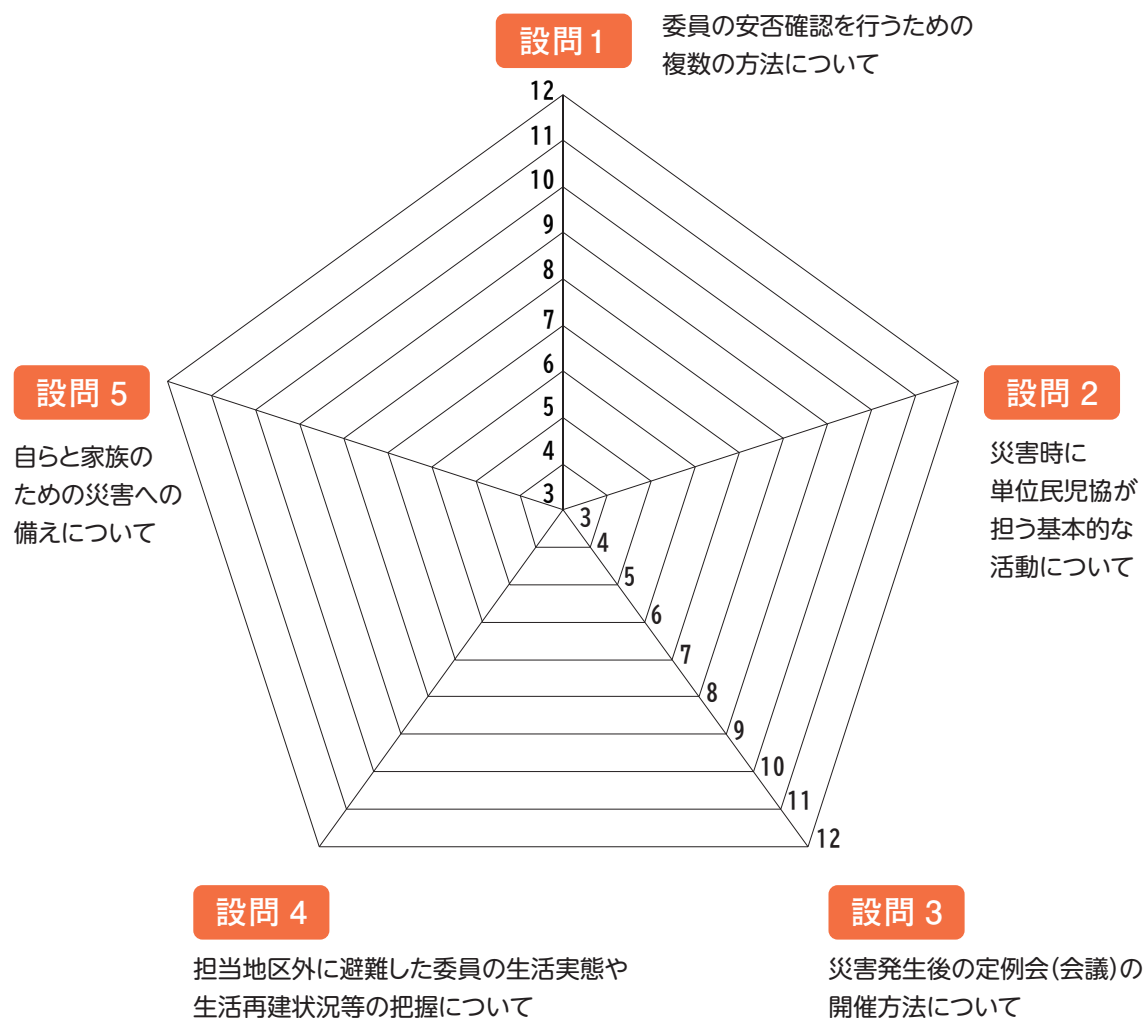
ハザードマップなどを活用し、自らが暮らす場所や定例会の開催場所までの災害リスクを確認していますか。	点
災害に備え、家具の配置を工夫、家具の転倒防止を施していますか。また、家族それぞれの非常持出品を用意するほか、日常的に持ち歩けられるものは身につけていますか。	点
食材はローリングストック(食品や日用品を少し多めに買い置きし、古いものから消費し、消費した分だけ買い足して補充する食生活)で備蓄していますか。	点
合計	点

導入編：評価の見える化

設問 1	委員の安否確認を行うための複数の方法について	合計	点
設問 2	災害時に単位民児協が担う基本的な活動について	合計	点
設問 3	災害発生後の定例会(会議)の開催方法について	合計	点
設問 4	担当地区外に避難した委員の生活実態や生活再建状況等の把握について	合計	点
設問 5	自らと家族のための災害への備えについて	合計	点

導入編レーダーチャート

(上記の合計点を反映させグラフ化してください)



※全民児連ホームページに掲載のレーダーチャートデータ(Excelデータ)でも作成可能です。

4. チェックリスト

カテゴリ-1 発災直後の委員間の安否確認における連絡・集約方法やタイミング



できている【4点】 ある程度できている【3点】 あまりできていない【2点】 できていない【1点】

設問 1 委員の安否確認を行うための複数の方法について

災害時にはさまざまな通信障害が起きる場合がありますので、委員全員が複数の方法で連絡できるよう備えておきましょう。

1	通話やメール、SNS(LINE等)など、複数の通信手段で連絡が取れるようにしていますか。	点
2	委員本人が連絡できない事態に備え、家族等の連絡先も共有していますか。	点
3	災害用伝言ダイヤル(171)の活用方法を共有し、使い方を練習していますか (毎月1日と15日に無料で利用可)。	点
合計		点

設問 2 委員に安否確認する際の伝達事項について

災害発生当初に単位民児協内で行う安否確認の際に必要な伝達事項等を検討し、委員全員で共有しておきましょう。

1	安否情報(委員本人と家族が無事かどうか)、現在の居場所(自宅・避難所・出先など)、今後の連絡手段などについて検討し、共有していますか。	点
2	委員とその家族との間でも、安否確認の連絡方法と伝達事項を決めておく必要があることを、単位民児協内で確認していますか。	点
3	災害時の委員の役割について家族に伝えたくて、もしもの時は家族が安否等必要事項を単位民児協に連絡してもらう必要性について、単位民児協内で確認していますか。	点
合計		点

設問 3 災害直後の安否確認、その後引き続き行う連絡のタイミングについて

注意喚起や安否確認、その後の連絡のタイミングについてのルールを検討し、全員で共有しておきましょう。委員の困りごと、居場所などの状況変化を把握するために継続的な連絡が必要となります。

1	市区町村内でどのくらいの震度が観測されたら連絡するのルールを決めて全員で共有していますか。	点
2	早めの対応が重要である台風や水害の警戒レベルが、どの段階になったら連絡するのルールを決めて全員で共有していますか。	点
3	初期段階(主に発災直後から概ね72時間)以降、どのようなタイミング・状況で連絡を取り合うかの考え方を整理し、共有していますか。	点
合計		点

設問 4 平時からの安否確認用の情報伝達手段の活用やルールの確認について

災害時に役立つのは、日ごろから使い慣れた情報伝達手段です。災害時に使い方で悩まないよう、平時から複数の連絡方法を活用しておきましょう。

1	災害時の連絡手段を、平時の定例会や研修会の案内などで活用していますか。	点
2	年度初めや、役員や委員が改選されたタイミングで、情報伝達手段の活用やルールの確認を行っていますか。	点
3	(行政や社協の職員が市区町村民児協事務局を担っている場合)事務局との連絡についても複数の手段を活用していますか。	点
合計		点

上記の評価をつけた理由

【今後の取り組みを検討する際のポイント】

- 安否確認を誰が起点となって、どのタイミングで実施するのかについても決めておくことが大切です。その際、単位民児協の会長・副会長や、市区町村民児協事務局に連絡が集中し、過度な負担とならない方策についても検討しておきましょう。
 - 誰かからの安否確認を待たず、各委員が自ら連絡する方法についても検討しておきましょう。
 - 検討にあたって自治体の地域防災計画や社会福祉協議会の事業継続計画などを参考にしましょう。
- ※ 安否確認方法については「災害発生時・発災後における委員の支援・フォローの実施に向けた民児協組織の機能・役割の発揮」(以下、令和6年度災害資料)の「共通視点①」の2~4ページを参考にしてください。

カテゴリ-2

避難所運営協力や行政・社協等への協力量針、要援護者等における具体的な支援等の実施方針やタイミング



できている【4点】 ある程度できている【3点】 あまりできていない【2点】 できていない【1点】

設問 1 災害時に単位民児協が担う基本的な活動について

災害時に単位民児協が担う基本的な活動(要援護者の安否確認と支援、避難生活者の支援や避難環境の整備支援、そして地域住民への情報提供と見守り活動等)について検討しておきましょう。

1	災害指針における「災害に備える民生委員・児童委員活動10か条」など、災害時の委員の活動を全員で共有し、災害時の民児協活動について協議していますか。	点
2	災害時に求められる委員の役割や機能について、行政や社協、福祉関係機関等と協議していますか。	点
3	避難行動要支援者名簿や災害時に作成される被災者台帳など、個人情報の共有方法や取り扱い方法について、行政や関係機関と協議していますか。	点
合計		点

設問 2 災害時に市区町村民児協事務局が担う機能や、市区町村民児協事務局である行政や社会福祉協議会が置かれる状況の理解について

市区町村民児協事務局は、所属組織の災害対応手順に従って緊急対応に追われます。災害発生時に市区町村民児協事務局がどのような状況になるのか、単位民児協内で確認しておきましょう。

1	各自治体が作成している「地域防災計画」において、市区町村民児協事務局と関連する部署が災害時にどのような役割を担うのか確認していますか。	点
2	災害発生から概ね72時間に市区町村民児協事務局が担う機能(災害状況の把握、全委員の安否確認、各関係機関との連絡調整など)について、単位民児協内で確認していますか。	点
3	市区町村事務局機能が低下した際、委員が主体となって単位民児協の機能を回復させ、早期再開をするための手順を検討していますか。	点
合計		点

設問 3 社会福祉協議会(災害ボランティアセンター)、保健師、福祉事業所の災害時の取り組みの理解について

日ごろから連携している関係機関と一緒に、災害時要援護者の支援のあり方について検討しておきましょう。

1	社協が運営する災害ボランティアセンターがどのような支援活動を行うのか確認し、災害ボランティア活動への委員の協力方法について検討していますか。	点
2	災害時に支援活動を行う保健・医療・福祉等の専門チームとの連携や協力方法を確認していますか。	点
3	関係機関と新たに支援が必要になる住民に対する支援を含め、住民の支援に必要な情報(個人情報を含む)の共有方法について検討していますか。	点
合計		点

設問 4 日ごろから支援をしている災害時要援護者に対する安否確認について

災害時要援護者に対する安否確認の順番について、単位民児協としての考え方を整理するとともに、災害時要援護者に対する支援において、担うべき範囲等を行政の関係部局とともに確認しておきましょう。

1	安否確認の対象者を「災害による命の危険リスクが高い方」、「孤立・危険に陥りやすい人」、「自ら状況が把握できていない人」等の本人や世帯・支援者の状況や周囲環境をふまえ、災害の種類ごとに整理していますか。	点
2	地域住民と疎遠であったり、福祉事業所が関わっていない世帯、委員だけが支援している世帯など、災害時要援護者の各世帯の状況を把握していますか。	点
3	災害時要援護者への支援について、委員が担うべき範囲等について、行政と確認していますか。	点
合計		点

設問 5 地域と連携した災害時要援護者の支援について

支援を要する方がたを地域全体で支援するため、平時の準備と連携をすすめましょう。

1	行政から提供のあった避難行動要支援者名簿などのふだんの活用方法について検討していますか。	点
2	災害時の支援で関わる関係機関や団体を定例会に招くなどして、顔の見える関係づくりに取り組んでいますか。	点
3	地域コミュニティ団体や自主防災組織などと、災害に備えた役割分担などについて協議していますか。	点
合計		点

上記の評価をつけた理由**【今後の取り組みを検討する際のポイント】**

●地震や大雨など、災害の種類によって災害時要援護者の被災リスクは異なります。災害の種類ごとの安否確認等の優先順位を検討しておきましょう。

※災害発生からの活動までの流れについては、令和6年度災害資料の「共通視点②」9ページ「災害発生から活動までの流れ(タイムライン)の作成」を参考にしてください。

※安否確認方法については、令和6年度災害資料の「共通視点②」10ページ「普段見守りや訪問活動を行っている方への安否確認について」を参考にしてください。

カテゴリ-3 災害発生後における定例会(会議)の開催方針やタイミング



チェック

できている【4点】 ある程度できている【3点】 あまりできていない【2点】 できていない【1点】

設問 1 災害発生後の定例会(会議)の開催方法について

災害発生後の定例会(会議)は、可能な範囲で速やかに開催することがのぞましいです。なお、災害時に緊急的に開催する定例会(会議)や、それ以降の大まかな開催時期・場所、開催目的等を決めておきましょう。

1	災害時における定例会(会議)の開催のタイミング(目安)や、代替地を含めた開催場所を決めていますか。	点
2	最少催行人数を極めて少なくするなど、少人数での開催が可能となるように会則等を整備していますか。	点
3	災害時に緊急的に開催する定例会(会議)の開催目的を決めていますか。	点
合計		点

設問 2 緊急的に開催する定例会(会議)で協議する具体的な内容について

各委員の状況の適切な把握・共有や、委員の不安の軽減、委員同士の支え合いの活動方針等を検討することを目的に、具体的な協議事項を検討しておきましょう。

1	委員の被害状況などを把握し、担当地域で各委員がどのような活動を行うのか、もしくはどのような支援を市区町村民児協等に要請するかなどを、協議事項として確認していますか。	点
2	委員が把握している住民の状況を、行政や社協などの関係機関に伝え、必要に応じて意見具申することを確認していますか。	点
3	発災時すぐの委員の不安に寄り添うため、定例会(会議)の開始前や終了後に、委員同士が自由に意見や気持ちを伝え合えるような時間を設けていますか。	点
合計		点

設問 3 会長や副会長等の役員の代替(代行)機能について

単位民児協の会長や副会長等の役員が被災してしまった場合を想定し、あらかじめ意思決定権限の代理者(以下、職務代理者)を決めておきましょう。

ただし、職務代理者にあたる委員も自身の安全を最優先し、過度な負担とならない代理業務を基本とすることが大切です。

1	単位民児協の会則(運営規則)を確認し、複数の職務代理者を決めていますか。	点
2	職務代理者の決定方法や順位について定め、市区町村民児協事務局や関係機関に共有していますか。	点
3	職務代理者の過度な負担を防ぐため、あらかじめ職務代理の範囲を明確にし、その範囲を超える場合の対応方法も決めていますか。	点
合計		点

設問 4 災害時の委員個々の活動方針について

委員自身や家族の安全のための活動や、災害時要援護者への支援、住民同士の助け合い活動等への協力などは、委員個々の活動を尊重し、単位民児協としてどのような支援ができるか検討しておきましょう。

1	委員自身と家族の安全を最優先することを、災害時の活動の基本とすることについて、単位民児協内で確認していますか。	点
2	委員個々の要望をふまえ、災害対応に関する知識や技術の修得につながる研修等を検討していますか。	点
3	個々の委員が抱える災害時の活動上の悩みを、単位民児協として受け止め、負担を軽減するような具体的な取り組みを検討していますか。	点
※上記、設問4は緊急以外の災害発生後の定例会(会議)における確認・検討事項等に関連する設問です。		合計 点

設問 5 被災地域を担当する委員をフォローする体制について

担当地域が被災した委員が孤立せず、必要な情報・物資・専門的支援を受けられるようなフォロー体制の構築について検討しましょう。

1	ふだんの活動から、委員の孤立や負担軽減に向け、委員のチーム制やペア制度、メンター(サポート員)制度などの導入・実施を想定していますか。	点
2	ふだんの活動から、行政や社協、地域包括支援センター等の関係機関による委員活動のフォロー等を受けられるようあらかじめ関係構築できていますか。	点
3	欠員地域や、被災委員の担当地域の災害時要援護者への支援について、他の委員に引き継ぐ方法なども含めたフォロー体制を検討していますか。	点
※上記、設問5は緊急以外の災害発生後の定例会(会議)における確認・検討事項等に関連する設問です。		合計 点

上記の評価をつけた理由

【今後の取り組みを検討する際のポイント】

- 「設問3:会長や副会長等の役員の代替(代行)機能について」のチェック項目1にある「単位民児協の会則(運営規則)を確認し…」は、「民生委員法施行令」第6条第2項では、「会長に事故があるときは、民生委員協議会を組織する民生委員があらかじめ互選により定める者が、その職務を代理する」と定められていることも参考に、職務代理者の規定がない場合は、必要に応じて会則の改正等も検討してください。

※その他、カテゴリー3に関連する取り組みの検討は、令和6年度災害資料の「共通視点③」12～14ページを参考にしてください。

カテゴリ-4

広域避難による避難先や避難元での委員活動の課題、負担や困りごとに対する民児協としてのフォローのあり方



できている【4点】 ある程度できている【3点】 あまりできていない【2点】 できていない【1点】

設問 1 担当地区外に避難した委員の生活実態や生活再建状況等の把握について

担当地区外に避難した委員に対し、平時から備えている連絡手段等、把握しておく内容や必要な対応等を単位民児協として決めておきましょう。

1	各委員と連絡がとれるよう、固定電話やFAX以外の手段を把握していますか。	点
2	避難先での委員の生活実態や健康状態、生活再建の見通しや委員活動継続の意向等、該当委員に確認する事項を検討していますか。	点
3	担当地区外に避難した委員による担当世帯等への見守りや支援について、他委員への引き継ぎなども含めたフォロー体制について、検討していますか。	点
合計		点

設問 2 委員に対する心のケアの取り組みについて

災害が心に与えるダメージは計り知れません。日ごろから、委員の気持ちを受け止め、支え合えるよう、ふだんから委員の活動を支える視点で心のケアに取り組みましょう。

1	日ごろから委員同士の交流の機会などをもつようにはしていますか。	点
2	定例会のみならずあらゆる活動場面において、委員個々の活動を否定せずに、傾聴する姿勢を大切にすると雰囲気の日ごろからつくっていますか。	点
3	各委員の燃え尽きや活動意欲の低下、心理的な負担の増大を防ぐため、メンタルヘルスに関連する研修の場を設けていますか。	点
合計		点

設問 3 被災者見守り相談支援事業等、他の生活支援施策との連携方法の検討について

国や自治体は官民連携のもと、被災者の生活再建に向けたさまざまな支援施策を展開します。広域避難が起こる大規模な災害時には、とくに、このような支援施策との連携が求められます。単位民児協がどのように協力していくか考えておきましょう。

1	「地域支え合いセンター」などによる支援について、どのような生活再建支援が展開されるか、行政や社協と一緒に学ぶ機会をもっていますか。	点
2	遠方の被災地から広域避難してきた被災者に対する支援のあり方について、行政や社協と一緒に検討していますか。	点
3	被災者が生活困窮に陥る可能性を考慮し、生活困窮者自立支援事業などの支援の仕組みについて把握していますか。	点
合計		点

設問 4 担当地区割りの修正・ペア制度等の導入による委員への フォロー体制の検討について

避難者の受け入れ地域や、応急仮設住宅建設地では支援世帯の増(減)などが起きます。その対応や委員の負担軽減のためのフォロー体制について検討しておきましょう。

1	国が定める参酌(さんしゃく)基準を確認のうえ、担当地区内の世帯数が増減した場合の委員の必要人数について、あらかじめ行政と確認していますか。	点
2	委員の担当地区割りや定数を変更するまでに必要な手続きについて単位民児協内で確認・共有していますか。	点
3	平時ならびに災害時において、委員のペア制やチーム制を導入していますか。あるいは、先駆的に導入している単位民児協の実態を把握する機会を設けていますか。	点
※参酌(さんしゃく)基準とは、地方自治体が条例などを制定する際、国の法令で示された基準を「十分に参照・考慮」しなければならないものの、地域の実情に合わせて異なる内容を定めることも許容される基準のこと。		
合計		点

設問 5 被災者支援制度や生活再建手順、 過去の災害における委員活動等を学ぶ機会について

単位民児協として被災者支援を行うためには、国や自治体による主要な被災者支援策制度の内容や手続き、過去の災害における委員活動に関するポイントなどを学ぶ機会を設けましょう。

1	り災証明申請などの生活再建に向けた手続き書類やその記載方法について学ぶ機会を設けていますか。	点
2	災害ボランティアセンターのニーズ票の記載方法や、取り扱い方法について学ぶ機会を設けていますか。	点
3	過去の災害において、他の単位民児協や委員が果たした役割や教訓について学ぶ機会を設けていますか。	点
合計		点

上記の評価をつけた理由

【今後の取り組みを検討する際のポイント】

※ 「設問2:委員に対する心のケアの取り組みについて」は、令和6年度災害資料の「共通視点③」19～20ページを参考にしてください。

カテゴリ-5 民生委員・児童委員個々の取り組み



できている【4点】 ある程度できている【3点】 あまりできていない【2点】 できていない【1点】

設問 1 自らと家族のための災害への備えについて

災害時には自身と家族の安全確保が最優先です。災害発生時にケガをせず、迅速に安全な場所に身を移せるよう、日ごろからの準備をしておきましょう。

1	ハザードマップなどを活用し、自らが暮らす場所や定例会の開催場所までの災害リスクを確認していますか。	点
2	災害に備え、家具の配置を工夫、家具の転倒防止を施していますか。また、家族それぞれの非常持出品を用意するほか、日常的に持ち歩けられるものは身につけていますか。	点
3	食材はローリングストック(食品や日用品を少し多めに買い置きし、古いものから消費し、消費した分だけ買い足して補充する食生活)で備蓄していますか。	点
合計		点

設問 2 災害時の委員の動きや活動を家族に伝えるために

災害時要援護者への支援を継続するためには、家族の理解も重要です。災害に備える委員活動について家族に伝え、家族ぐるみで災害時の委員活動について学んでおきましょう。

1	「災害に備える民生委員・児童委員活動ハンドブック【改訂第2版】」などを用いて、災害に備える委員活動について家族と一緒に確認していますか。	点
2	委員は身の安全が確保されてから災害時要援護者への支援を行うことを家族にも伝え、危険が迫る前に、家族と一緒に率先避難することを確認していますか。	点
3	災害時に委員自身がケガをするなどした場合、災害時要援護者への支援ができなくなるリスクを考え、活動に必要な福祉台帳や関係資料の保管場所をあらかじめ家族に伝え、家族から他の委員や市区町村民児協事務局に連絡するよう、あらかじめ依頼していますか。	点
合計		点

設問 3 災害時の円滑な支援活動のための準備について

地域が被災した場合、日ごろから支援している住民への支援活動を円滑にすすめられるような準備をしておきましょう。

1	日ごろから支援している災害時要援護者の情報を福祉台帳にまとめるとともに、そこに記載されている身体状況や緊急連絡先などの情報を適宜更新していますか。	点
2	委員個人として、たとえば個人用の災害時要援護者マップの作成など、担当地区の災害時要援護者の「見える化」に努めていますか。	点
3	委員活動時に必要な委員バッジやジャンパー等の備品をすぐに持ち出せる場所に備えていますか。	点
合計		点

設問 4 安否確認や情報伝達について

災害や緊急事態が発生した際に、自身や家族の安否や状況を伝達する相手や伝達する内容を決めておきましょう。なお、単位民児協で取り決めた災害時の連絡手段や内容について確認しておきましょう。

1	災害時の連絡方法について、家族と一緒に考えていますか。	点
2	家族に確認する内容や自身が家族に伝える内容について、家族と一緒に考えていますか。	点
3	家族を含めて、LINE(ライン)などのSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)やショートメール、災害時伝言ダイヤルの使い方を習熟していますか。(毎月1日と15日に無料で利用できます)	点
合計		点

設問 5 災害時要援護者を地域全体で支えるために

日ごろから災害時要援護者を地域ぐるみで支援するように心がけましょう。災害時における円滑な支援に向けて、日ごろから支援している住民の情報をまとめ、それらの情報を「見える化」し、関係者と共有しておきましょう。

1	福祉サービスを利用している災害時要援護者について、日ごろから福祉事業所などと連携した支援を行っていますか。	点
2	「災害時には民生委員が避難支援に来てくれる」などの誤解が生じないように、災害時に行う委員活動について、災害時要援護者や地域の関係者に伝えていますか。	点
3	地域の支え合いマップなどを作成し、その過程で災害時要援護者と支援関係者との顔の見える関係づくりや、支援関係者間の連携強化に取り組んでいますか。	点
合計		点

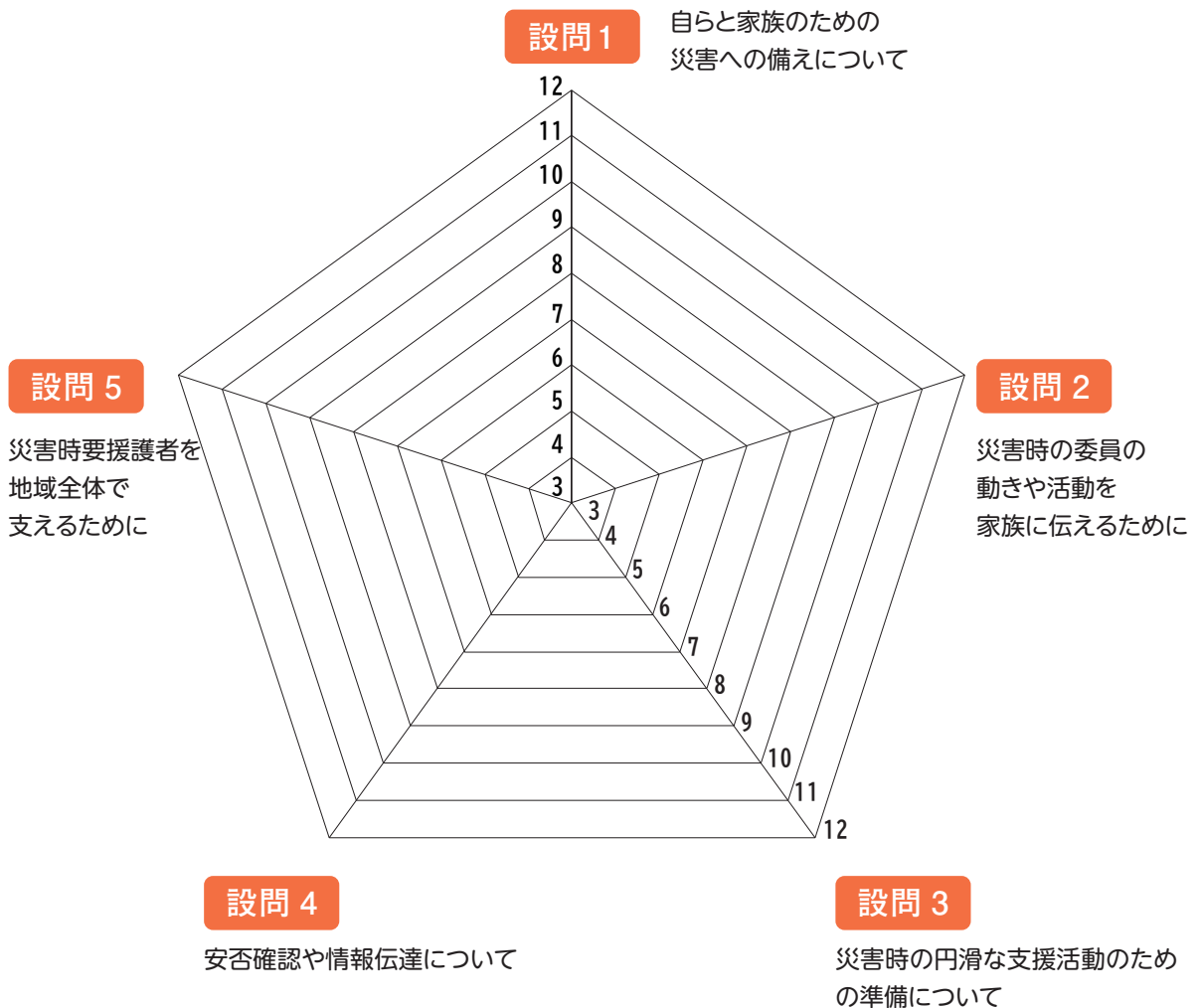
上記の評価をつけた理由

カテゴリ-5 評価の見える化

設問 1	自らと家族のための災害への備えについて	合計	点
設問 2	災害時の委員の動きや活動を家族に伝えるために	合計	点
設問 3	災害時の円滑な支援活動のための準備について	合計	点
設問 4	安否確認や情報伝達について	合計	点
設問 5	災害時要援護者を地域全体で支えるために	合計	点

カテゴリ-5 のレーダーチャート

(上記の合計点を反映させグラフ化してください)



※全民児連ホームページに掲載のレーダーチャートデータ(Excelデータ)でも作成可能です。

カテゴリ-6 単位民児協を支える「市区町村民児協」事務局機能



チェック

できている【4点】 ある程度できている【3点】 あまりできていない【2点】 できていない【1点】

設問 1 災害時における委員活動の基本の理解について

全民児連作成の災害指針の意義と内容を理解するとともに、「民生委員制度創設90周年」を記念して実施された「災害時一人も見逃さない運動」以降、度重なる災害の教訓をふまえて改訂されてきた経緯を振り返っておきましょう。

1	災害に備える委員活動に向けて、過去に全民児連が作成した各種の災害関連資料を確認していますか。	点
2	厚生労働省およびこども家庭庁から発出された「梅雨期の大雨及び台風による災害時の民生委員・児童委員活動について(注意喚起)」(令和5年6月2日付け事務連絡)の内容を確認していますか。	点
3	原則的に委員が個別避難計画に基づく「避難支援者」になることは適切ではないことを理解していますか。	点
合計		点

設問 2 地域防災計画の規定内容(行政各所の動きや災害時の支援担当等)の把握について

災害対策基本法に基づき、各自治体が作成している「地域防災計画」において、市区町村民児協事務局と関連する部署が災害時にどのような役割を担うかを確認しましょう。

1	地域防災計画を確認し、行政の各部署がどのような役割を担うかを確認していますか。	点
2	地区防災計画が策定されている地域がある場合は、当該地域で災害時に担う委員の役割について確認していますか。	点
3	地域防災計画に位置づけられている災害ボランティアセンター(社協)と、委員や単位民児協との災害時の連携・協働に関する内容を確認していますか。	点
合計		点

設問 3 災害時における委員との安否確認方法の確立について

災害発生時、または災害が発生するおそれが生じた場合に、各委員と市区町村民児協事務局(業務時間外を含む)が連絡を取り合えるように通信手段を確保しておきましょう。

1	市区町村民児協事務局の携帯電話を確保していますか。(個人の携帯電話番号の委員への公開もしくは業務用の携帯電話の契約)	点
2	LINEやSNSの活用など、委員との災害時における連絡ツールを具体的に定めていますか。	点
3	委員との連絡方法について、平時および災害時の使用に関するルールを確立していますか。	点
合計		点

設問 4 互助共励制度や災害時の支援(助成)制度などの内容や手続き方法等について

全民児連が運営する全国民生委員互助共励事業や「被災地民児協支援金」制度、各都道府県・指定都市民児協等における災害関連の支援制度等を確認しておきましょう。

1	全民児連の「全国民生委員互助共励事業」の災害見舞金制度や、「被災地民児協支援金制度」(一次支援金、二次支援金、見舞金)の内容や手続き方法等を確認していますか。	点
2	全民児連の他、都道府県・指定都市段階の災害関連の支援制度の内容や手続き方法等を確認していますか。	点
3	これらの事業や制度等について、単位民児協を通じて委員に周知していますか。	点
合計		点

設問 5 委員が主体的に単位民児協運営を担うための日ごろからの取り組みについて

行政や社協が市区町村民児協事務局を担っている場合、災害時に事務局機能が低下する恐れがあります。こうしたことを市区町村民児協の役員や単位民児協に伝えるとともに、日ごろから、市区町村民児協事務局が果たす役割の検討や業務の点検を行い、委員が単位民児協運営に主体的に取り組めるよう、委員の主体的な関与を促しましょう。

1	市区町村民児協会長が被災し連絡が取れない場合の代行順位や、事務局が単独で判断・発信してよい事項の範囲をあらかじめ定めていますか。	点
2	日ごろから、災害時における単位民児協の定例会(会議)の緊急開催方針や、委員の自動参集基準などを、単位民児協と一緒に検討していますか。	点
3	災害により市区町村民児協事務局(社協や市区町村役所内)が被災した場合を想定し、各地区の福祉台帳などの委員活動に必要な情報のデジタルバックアップや、代替の保管場所を確保していますか。	点
合計		点

上記の評価をつけた理由

【今後の取り組みを検討する際のポイント】

- 発災後、被災地は混乱状態に陥り、誤った情報が都道府県内外で交わされやすいといった懸念があります。また、他県や他団体からさまざまな連絡が入り、被災地の民児協の負担が増大する可能性もあります。「災害時における情報集約のあり方(情報共有ルートの統一等)」についても、市区町村民児協事務局と都道府県・指定都市民児協事務局間で確認しておきましょう。

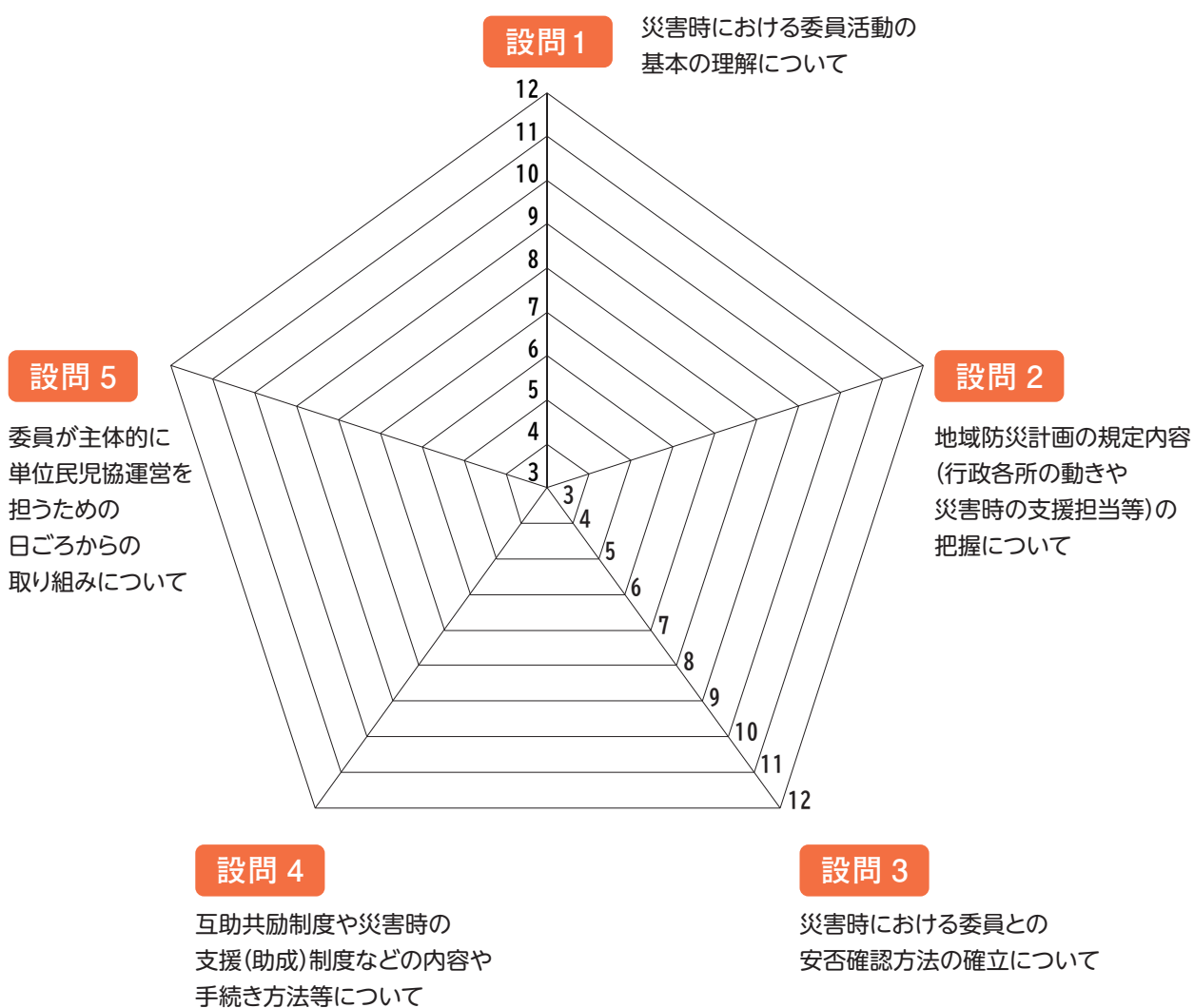
※上記のポイントは、令和6年度災害資料の「共通視点⑤」22～24ページを参考にしてください。

カテゴリ-6 評価の見える化

設問 1	災害時における委員活動の基本の理解について	合計	点
設問 2	地域防災計画の規定内容(行政各所の動きや災害時の支援担当等)の把握について	合計	点
設問 3	災害時における委員との安否確認方法の確立について	合計	点
設問 4	互助共励制度や災害時の支援(助成)制度などの内容や手続き方法等について	合計	点
設問 5	委員が主体的に単位民児協運営を担うための日ごろからの取り組みについて	合計	点

カテゴリ-6 のレーダーチャート

(上記の合計点を反映させグラフ化してください)



※全民児連ホームページに掲載のレーダーチャートデータ(Excelデータ)でも作成可能です。

チェックリストの結果をふまえた対応に向けて

チェックリストの結果を基本材料にして、これから取り組むことを計画しましょう。

(1) カテゴリー1～6の各設問やチェック項目において、早急に取り組まなければならないと思う検討内容を書いてみましょう。

(例:現在のルールを改善したい、この設問の○○○○は今年度中に決めておきたい 等)

カテゴリー- 1 発災直後の委員間の安否確認における連絡・集約方法やタイミング

カテゴリー- 2 避難所運営協力や行政・社協等への協力量針、要援護者等における具体的な支援等の実施方針やタイミング

カテゴリー- 3 災害発生後における定例会(会議)の開催方針やタイミング

カテゴリー- 4 広域避難による避難先や避難元での委員活動の課題、負担や困りごとに対する民児協としてのフォローのあり方

カテゴリー- 5 民生委員・児童委員個々の取り組み

カテゴリー- 6 単位民児協を支える「市区町村民児協」事務局機能

(2) 目標や必要な備え・準備・改善等

左記(1)も参考にしつつ、災害時における単位民児協の役割や機能を考えるにあたり、何を目標とし、どのような備え・準備・改善等をすれば良いかを考えてみましょう。

(ア) 目標

(イ) 必要な備え・準備・改善等

(3) 上記(2)の目標を達成するために、単位民児協として、また災害に備えて、どのようなことに取り組むことが必要だと考えますか。左記(1)をふまえた具体的な取り組みを考えてみましょう。

<取り組みの検討にあたって>

災害に備える取り組みをどのような手順で検討するかは、各地域の状況や単位民児協の組織体制などによって異なります。

いつ起こるかかわからない災害に備え、早急に検討が必要な取り組みの範囲と、それに見合った検討体制を整えておきましょう。

5.

単位民児協を支える連合民児協 (市区町村民児協や都道府県・指定都市民児協) に求められること

本チェックリストの活用を単位民児協にすすめ、チェック後の把握や今後の取り組み等のサポートをしましょう!

- 都道府県・指定都市内の単位民児協において、本チェックリストの積極的な活用をすすめていただき、各単位民児協の「できている部分」や「できていない部分」の把握に努めてください。
- 単位民児協が課題(できていない部分)を解決し、具体的な対応策を検討する際には、市区町村民児協が中心となり、助言や取り組みの検証といった必要なサポートをお願いします。

単位民児協でできないことは連合民児協がサポートを!

- 大規模災害発生時には、「広域避難」が生じることがあります。その際、市区町村外に避難した委員が、避難先から担当地区へ通って見守り等を行うケースや、担当世帯が広域避難をしているケース、電話等での安否確認等を実施しているケースもあります。
 - ➔ 市区町村民児協および都道府県・指定都市民児協によるこれらの「広域避難」を想定した仕組みや、受援・応援を含めた体制等について検討しておくことが重要です。
- 被災地域の単位民児協あるいは市区町村民児協は、発災直後の混乱のなかで膨大な対応に追われます。外部からの直接的な問い合わせが重なると被災地の負担が過大になります。都道府県・指定都市民児協ならびに市区町村民児協が中心となり「情報共有ルートの統一や情報集約のルール化」について検討しておきましょう。

被災地域の単位民児協ならびに委員活動を支えるための情報提供を!

- 被災地域の単位民児協ならびに委員活動を支援するための情報の一つに、全民児連の「被災地民児協支援金」(一次支援金、二次支援金、見舞金)制度や、全国民生委員互助共励事業度(災害見舞金制度)があります。
- 都道府県・指定都市や市区町村独自の支援制度等がある場合があります。市区町村民児協事務局ならびに都道府県・指定都市民児協事務局が、これらの制度を把握・理解し、必要に応じて利用できるよう情報提供を行いましょう。

※ 上記に関する対応や検討を行う際は、次ページの「本チェックリスト参考資料」も参考にしてください。

6.

本チェックリストの参考資料

資料名	災害に備える 民生委員・児童委員活動に 関する指針 【改訂第4版】	災害発生時・発災後における 委員の支援・フォローの 実施に向けた民児協組織の 機能・役割の発揮	災害に備える 民生委員・児童委員活動 ハンドブック【改訂第2版】 ※有償
			
発行年度	令和5年度		令和6年度
二次元コード	全体版  概要版 		福祉の本出版目録 (WEBサイト) 

※ 「災害に備える民生委員・児童委員活動ハンドブック【改訂第2版】」は、「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針 改訂第4版」の内容をコンパクトにまとめたものです。全国社会福祉協議会「福祉の本出版目録」(WEBサイト) から購入できます。

※ 「災害発生時・発災後における委員の支援・フォローの実施に向けた民児協組織の機能・役割の発揮」は、【民児協実践版】のWordデータを全民児連ホームページの下記ページに掲載しています。ぜひご活用ください!

【データ掲載場所 (令和8年3月まで)】

<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/mj/>
 民生委員・児童委員／民児協関係者 専用ページ >

2. 活動強化方策および委員活動に関する指針、方針等 (PDF) > 令和6年度作成資料

【データ掲載場所 (令和8年4月以降)】

令和8年4月以降、全民児連ホームページがリニューアルします (リニューアル日は未定)。新ホームページでは、以下に掲載する予定です。

https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/zenmin_summary/

全民児連の組織・取り組み > 2. 委員活動に関する指針・方針等 > ④災害に関すること >

c. 「災害に備える単位民児協・民生委員活動のチェックリスト」(令和8年3月)

7.

全民児連 本チェックリスト作成担当部会

(令和7年度 総務部会・地域福祉推進部会 部会委員名簿)

総務部会

敬称略

役職	氏名	都道府県・指定都市、所属先
部会長	松下 明	和歌山県
副部会長	佐川 徹	北海道
副部会長	倉持 嘉男	茨城県
副部会長	石橋 壯児	福岡県
部会委員	藤本 莞爾	岩手県
部会委員	小林 隆猛	東京都
部会委員	三国 外喜男	石川県
部会委員	松田 吉正	鳥取県
部会委員	今 富子	川崎市
部会委員	湯田 昭子	新潟市
部会委員	大畑 領治	名古屋市
部会委員	篠原 典祐	広島市

※令和7年11月30日時点

地域福祉推進部会

敬称略

役職	氏名	都道府県・指定都市、所属先
部会長	長田 一郎	宮崎県
副部会長	竹内 稔	山梨県
副部会長	本郷 俊明	京都府
部会委員	柏木 清一	秋田県
部会委員	寺田 治子	埼玉県
部会委員	大島 友治	福井県
部会委員	川西 利則	大阪府
部会委員	佐藤 裕幸	広島県
部会委員	戒田 民子	愛媛県
部会委員	久保田 直樹	長崎県
部会委員	大貫 君夫	相模原市
部会委員	杉山 晴康	浜松市
部会委員 (女性委員)	中村 喜美子	東京都
部会委員 (女性委員)	本田 信子	鹿児島県
部会委員 (学識者)	金井 敏	元高崎健康福祉大学
部会委員 (学識者)	中村 美安子	神奈川県立保健福祉大学
部会委員 (学識者)	中島 修	文京学院大学
オブザーバ (全民児連 参与)	池永 彰美	高知県

※令和7年11月30日時点

本チェックリスト作成にあたっての協力者

フィールド
一般社団法人 FEEL Do

一般社団法人 FEEL Do
ホームページ
<https://www.feeldo.org/>



敬称略

役職	氏名
代表理事	栗原 英文
理事	篠原 辰二
理事	宮道 喜一
理事	菅原 清香



災害に備える

単位民児協・民生委員活動の

✓ チェックリスト ✓

災害に備える

単位民児協・民生委員活動のチェックリスト

令和8(2026)年3月

発行 **全国民生委員児童委員連合会**

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
全国社会福祉協議会 民生部内